

県内周遊企画商品造成業務委託仕様書

1. 委託業務名

県内周遊企画商品造成業務

2. 委託上限額

50,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 委託期間

契約日～令和3年3月31日（水）

4. 業務目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ観光需要を喚起し、本県の地域経済を再活性化することを目的に、県内周遊を促す、アフターコロナの旅行ニーズを踏まえた新たな視点での旅行商品を企画造成するものである。県内の宿泊、飲食施設をはじめ、社寺や博物館等の文化施設、体験施設等への周遊を促すため、公共交通機関やタクシー、レンタカー等の移動手段と一体となった周遊型旅行商品の企画造成、広報、販売業務を委託する。

5. 事業内容

受託者は、県内周遊企画商品の企画造成、周知広報、販売にかかる企画、交渉、調整、諸手続、各種手配等の一切の業務を行うものとし、奈良県の関係部署、県内観光施設、利用施設等と十分に連携して実施するものとする。

（1）旅行商品の企画、造成

県内周遊を促すため、地域での消費活動を促すコースや仕組み作りなどの工夫を行い、落ち込んだ観光意欲を喚起する魅力ある旅行商品の企画、造成を行う。

①県内の豊かな歴史文化資源、自然資源、景観資源を活用した旅行商品を企画、造成すること。

特に、新型コロナウイルス感染症収束後の新しい生活様式、例えば三つの密の回避（密閉空間、密集場所、密接場面を避ける）などを意識した旅行商品とすること。

②旅行商品は、可能な範囲で二次交通手段（路線バス、レンタカー、タクシー、レンタサイクル等）を組み合わせたものとする。

③旅行商品に組み込む二次交通手段は、すべて県内事業者（本社が奈良県内）とすること。

④旅行商品の主なターゲットは、県内及び北陸・西日本エリアとする。

⑤旅行商品の対象エリアは一部地域に偏らず、奈良県全域がバランス良く含まれるよう配慮すること。特に、二次交通手段が限られている地域を積極的に組み入れること。

造成数、誘客数は、以下のとおりとし、具体的な数は提案によるものとする。

○造成数：15本以上

○誘客数：4千5百人以上

⑥旅行商品は、普段はできない体験、そこでしか手に入らないグッズ、豪華な食事、販売価格などに工夫を凝らした観光意欲を喚起する魅力あるものとする。

(2) モニターツアーの実施

新型コロナウイルス感染症収束後のニーズを踏まえた新しい視点で企画、造成した旅行商品を体験できるモニターツアーを実施する。

①県北部、県中部、県南部のそれぞれで2コース以上実施すること。

催行数は1コースあたり3回以上とし、300人以上の募集を図ること。

具体的なコース数及び催行数は、提案によることとする。

②設定コースのうち、ワーケーション（観光＋仕事）またはブレジャー（観光＋出張）をテーマとしたコースを1本以上造成し、10人以上の募集を図ること。

③参加者に当該旅行商品にかかるアンケートを実施し、改善点を洗い出すとともに、課題のあった施設にフィードバックを行うこと。

④1コースあたり1回は、参加者にメディア関係者やSNS等での発信力のある者の参加を必須とし、新しい旅行商品やコースの魅力の発信に繋げること。

⑤参加費は上②のアンケートまたは③の情報発信への協力を条件に、安価に設定すること。

(3) 周知広報

旅行商品の販売及びモニターツアー参加の周知広報を行うためのプロモーションを実施する。

①県内及び北陸・西日本エリアを中心に旅行商品の販売プロモーションを行うこと。実施するにあたっては、HPやSNS等のオンライン媒体による広報に加え、旅行会社の窓口、公共交通機関の宣伝媒体、新聞・雑誌等のメディアなどを組み合わせ、効果的な広報を行うこと。

具体的な広報手法は、提案によるものとする。

②(2)④に掲げる発信力のある者による情報発信を行うこと。

(4) 販売

旅行商品及びモニターツアーの販売を行う。販売により得られた収入（販売手数料を含む。）は、本事業の実施に必要な経費に充てることとする。

(5) 営業管理費

営業管理費またはこれに相当する経費は、委託料の10%を上限とする。

(6) 問い合わせ対応

利用者（購入者）、宿泊施設、旅行業者等からの問い合わせに対応できる体制をとること。

(7) 連絡・調整

事業の実施にあたり、関係者との連絡・調整を行うこと。

(8) 作業スケジュール及び進捗管理

業務の実施にあたり、実現可能なスケジュールを組み、確実な進捗管理体制を構築すること。

なお、スケジュールの作成にあたっては、委託業務の精算にかかる期間を考慮すること。

6. 成果物

受託者は、業務実施に係る実績を報告書として作成し、提出すること。

事業実績報告書には次の項目を含むこと。

- ・委託業務の実施内容
- ・委託業務の成果
- ・広報PR成果品（すべての広報PRに関する成果をPDF形式などで提出）
- ・委託業務収支決算書
- ・委託業務に係る支出の費目別内訳
- ・委託業務の実施により得られた成果物
- ・その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料

※報告書は印刷物と合わせて、電子媒体でも提出すること。

7. 業務の実施場所

県庁（奈良市登大路町30番地）及び県が指定する場所

8. 著作権

- （1）受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を県に無償で譲渡するものとする。
- （2）県は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号または第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- （3）受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

9. 貸与資料

本件業務遂行上必要となる資料や画像について、受託者は県の指示に従い、借用書を県に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本件業務の完了後は、速やかに借用した資料等を県に返却しなければならない。

10. 議事録作成

本件業務に関する打ち合わせや協議があった場合、受託者は、その内容について議事録を作成し、県の確認を受けなければならない。

11. 秘密の遵守

受託者は、本件業務実施中に生じる全ての成果品を、県の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本件業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。県より貸与された資料及び成果品については、受託者は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

1 2. 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- (2) 受託者は、業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ①最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - ②健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ③厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ④雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - ⑤労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- (3) 受託者は、本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

1 3. 経理処理

- (1) 受託者は、本業務に係る経理処理について、他の経理と明確に区分した会計帳簿を備えるとともに、支出額及び収入額を記載し、経費の使途を明らかにすること。
- (2) 請求の内容を証する帳票を整備し、請求内訳とともに、業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、県知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存すること。
- (3) 誘客数が未達の場合など、必要経費が契約時の委託料を下回った場合、減額したうえで委託料を支払うものとする。

1 4. その他事項

- (1) 本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、契約締結後速やかに県の承認を得ること。
- (2) 採択された企画提案書をベースに、県との協議のうえ本業務仕様書を決定する。なお、本業務の趣旨に合致するものであって、本業務の目的達成に資するものと県が認める場合にあっては、委託上限額の範囲内において、県と受託者と協議の上、本業務仕様書の一部変更・修正等を行うことができるものとする。
- (3) 契約の締結及び業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限りすべて受託者の負担とする。仕様及び委託内容について追加・変更が生じた場合は、受託者は県からの当該指示内容に基づいて、県に対し追加・変更に対応する見積書を別途作成するものとし、県は異議ある

場合は速やかに受託者に通知するものとする。

- (4) 原則として、本件業務の一部又は全部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ当該作業を完全に履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を甲に提出し承諾を得た場合はこの限りでない。
- (5) 受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議のうえ、承認を得ること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び業務実施にあたって疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (7) 本仕様書に示す業務の遂行に支障があると県が判断した場合は、県と受託者と協議の上、担当者の変更等ができるものとする。
- (8) 業務の詳細について県と協議の上決定し、進捗状況を綿密に報告すること。
- (9) 受託者は、本件業務において収集・保有する情報に含まれる個人情報について、その取扱いには細心の注意を払い、個人情報保護法、奈良県個人情報保護条例等関係法令に違反しないこと。
- (10) 業務完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、県に提出すること。
- (11) 新型コロナウイルスの感染発生状況に応じて、両者協議の上、事業の見直しを行うことができるものとする。